



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1

TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2015 DECEMBER / 176号

★ 平成 27 年不正競争防止法改正の施行 ★

1. 本法律案の趣旨

近年、我が国の企業情報（不正競争防止法における「営業秘密」）の国内外への流出事案（例えば、新日鐵住金 vs ポスコ事件）が相次いで顕在化しています。本改正は、営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上等を刑事・民事両面で図るために行われました。施行日は平成 28 年（2016 年）1 月 1 日です。

2. 改正法の概要

(1) 営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上

① 罰金額の引上げ及び犯罪収益の没収等の措置が講じられます。我が国企業の営業秘密を海外で使用し、又はそれを目的として営業秘密を取得・漏えいする行為については、雇用や下請け企業への悪影響に着目して重課（海外重課）が行われます。（刑事）

・ 罰金の引き上げ

個人 1 千万円 → 2 千万円（海外重課 3 千万円）

法人 3 億円 → 5 億円（海外重課 10 億円）

・ 犯罪収益の没収規定（個人、法人）及び関連する手続規定（保全手続等）の創設

② 営業秘密侵害罪が非親告罪となります。（刑事）

③ 民事訴訟（賠償請求等）における原告の立証負担を軽減させるため、被告による営業秘密の使用を推定する規定等が創設されます。（民事）

・ 具体的には、被告が営業秘密を不正取得したこと、及び当該営業秘密が物の生産方法に係るものであること^(※)等を原告が立証した場合に限り、当該営業秘密の使用が疑われる被告の製品は、被告が当該営業秘密を使用して生産されたものと推定されます。

※設計図が典型例。販売マニュアル等の物の生産に関連しないものは対象外。

④ 営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等が禁止され、差止め等の対象とされる（民事）とともに、刑事罰の対象とされます。（刑事）

※営業秘密侵害品であることを知らず、かつ、知らないことに無重過失で譲り受けた場合は対象外。

(2) 営業秘密侵害罪の処罰範囲の整備

① 不正開示が介在したことを知って営業秘密を取得し、転売等を行う者が処罰対象に追加されます。（現行法では、処罰範囲は営業秘密を不正に取得した行為者から直接に開示を受けた者に限定。）

② 営業秘密の海外における取得行為^(※)が処罰対象に追加されます。

※例：海外サーバーに保管されている我が国企業の管理する営業秘密の取得行為等。

③ 営業秘密侵害の未遂行為が処罰対象に追加されます。